

## 7. 国保組合に対する指導監督の強化

# 国保組合に対する指導監督の強化

## 1. 全国建設工事業国保組合(工事業国保組合)の状況

- 平成22年9月9日 無資格加入(約2.8万人)が判明した工事業国保組合に対し、是正改善命令。
- 11月30日 工事業国保組合に対し、平成16～20年度分の国庫補助返還(57億円)を命令。
- 12月17日、工事業国保組合は、支払準備金を取り崩した上、28億円を国庫に返還。  
(注) 納期限までに納付されなかった額(29億円)に対しては、延滞利息(年10.95%)が付される。  
現在、工事業国保は、再積立計画を策定を検討。
- 平成21年度分の国庫補助返還(18億円)は、2月を目途に命令する予定。

## 2. その他の国保組合の無資格加入問題

- 今後、無資格加入が明らかになった国保組合に対しては、工事業国保組合と同様の措置を講じることとなる。  
→ 国保組合では、全加入者について資格確認調査を実施する必要。その上で、国庫補助返還に加え、加入者との保険料や医療給付費の精算、健保や市町村国保、厚生年金の遡及適用等が必要になる可能性。

## 3. 国保組合に対する指導監督の強化

- ① 全国保組合に対する資格管理状況の自主点検(平成22年9月10日に通知)
  - ・ 点検結果について精査中
- ② 国保組合における法令遵守体制の整備(平成22年9月10日に通知)
  - ・ 国保組合格約例の改正(理事の1人をコンプライアンス担当とする等)
  - ・ 法令遵守(コンプライアンス)体制整備要領の通知(法令遵守の基本方針・実践計画の策定)
  - ・ コンプライアンス担当理事に対する研修会の開催(4月13日(水)実施予定)
- ③ 厚生労働省の指導監督体制の整備(23年4月～)
  - ・ 国民健康保険課に国民健康保険組合係を設置
  - ・ 地方厚生局の体制整備
  - 〔現在〕 国保組合の主たる事務所の所在地の地方厚生局が全国の全ての支部を指導監督。
  - 〔見直し〕 他の地方厚生局もそれぞれの管轄内にある支部の指導監督ができるようにする。